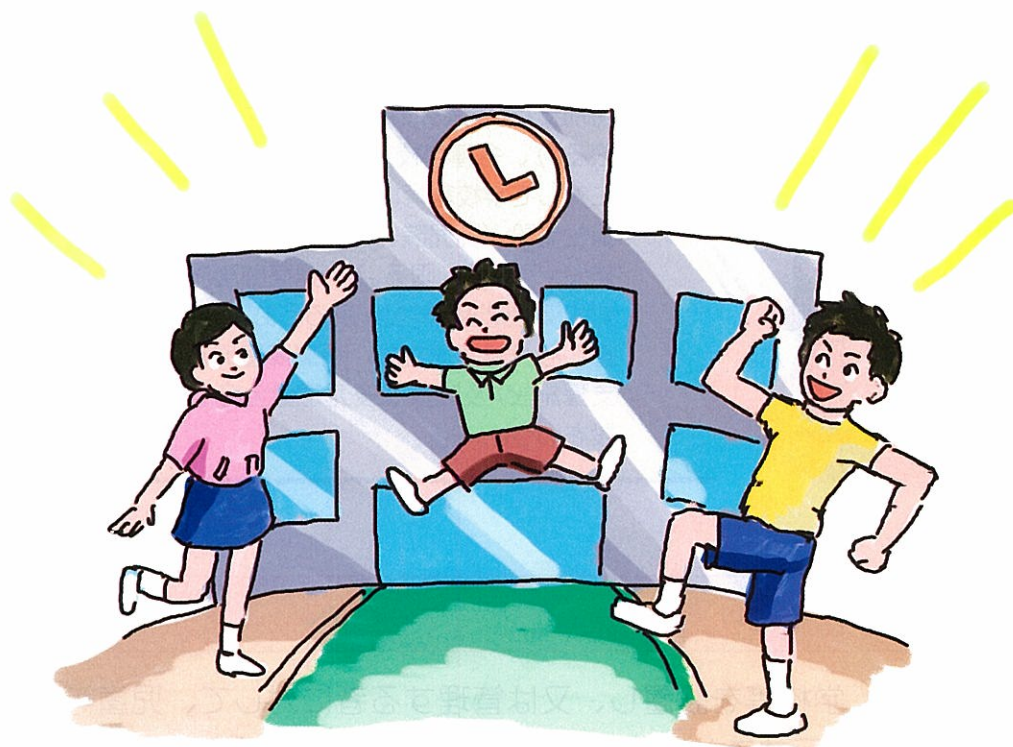


学校等における 児童等の安全確保に関する指針



第1 通則

1 目的

この指針は、岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成18年岡山県条例第64号）第9条第1項の規定により、学校等（注）における児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）の安全を確保するために行う方策を示すことにより、児童等の安全確保を図ることを目的とする。

第9条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校（高等課程に係るものに限る。）及び各種学校のうち規則で定めるもの（以下「学校等」という。）において、児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）が犯罪による危害を受けないよう、安全の確保に関する指針を定めるものとする。（以下略）



（注）「学校等」は、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校（高等課程に係るものに限る。）、各種学校（主として外国人の児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うものに限る。）、児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設（児童館に限る。）、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）及び放課後児童健全育成事業の用に供される施設をいう。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、児童等の安全を確保するための方策を示すことにより、その対策を促すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の種別、管理体制の整備状況、学校等の施設の態様、児童等の年齢、学校等の実情に配慮し、運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

学校等には、児童館、公民館、学校の空き教室等を利用した放課後児童育成事業に供される施設（放課後児童クラブ、学童保育）や生活の場でもある入所施設等も含まれます。さらに、児童等には、乳幼児から高校生など、年齢幅が広く、児童等の発達段階や学校等の実情を考慮する必要があるため、この指針を一律に運用できない場合があります。

第2 具体的方策

1 正当な理由なく立ち入ろうとする者の侵入防止

正当な理由なく、学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような取組に努めるものとする。

(1) 出入口の適正な管理

ア 出入口の限定、人の出入りの適切な管理

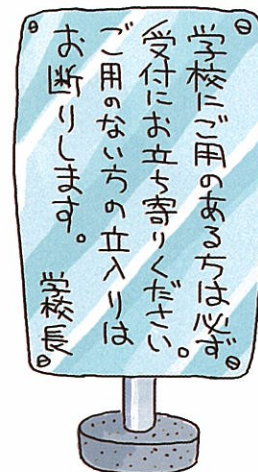
イ 門扉の施錠等



門・扉で囲まれている学校については、出入口を限定し、登下校時以外は原則として門は施錠しておく必要があります。

また、門を開けている間は、少なくとも、教職員やボランティアが立ち会い、子どもの安全を見守るようにすることが望まれます。出入口を限定することで、人の出入りを管理しやすい状況になります。

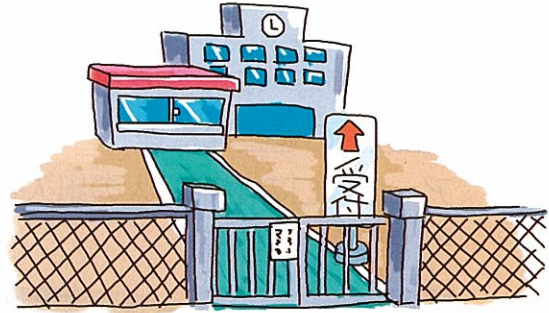
ウ 受付場所を示す案内表示板及び関係者以外の立入を禁止する旨の表示板の設置



看板等を設置することで、正当な理由なく立ち入る者に対する抑止の効果があり、不審者が侵入しにくい状況になります。

(2) 受付等の明示

- ア 出入口から受付までの誘導路等の設置
- イ 受付場所の明示と適切な対応



原則としてすべての来校者の対応を受付に集中することが望めます。このため、学校等の状況に応じて、案内の看板の設置、地域のボランティアによる誘導、校舎の必要のない出入口の閉鎖（非常時の避難についての配慮が必要）などを行うことが有効です。

門の周辺等に、職員室等の案内の看板を設置することで、初めて来校する人にも動線が分かりやすくなります。

動線は職員室等から見通しがよく、また、児童生徒が活動するスペースと峻別して設定するよう工夫するべきです。

(3) 出入り管理の徹底

- ア 出入記録簿等による来校者の把握
- イ 施設内における名札等の着用要請
- ウ 来校者への声掛けによる来校用件の確認



受付では、教職員や地域のボランティア等が対応して来校者をチェックすることが必要です。また、受付後に識別が可能なように、受付の担当者が来校者を確認し、リボンや名札等を着用させるようにすることも重要です。看板等を設置することで、正当な理由なく立ち入る者に対する抑止の効果があり、不審者が侵入しにくい状況になります。

(4) 施設・設備等の充実

ア 来校者への対応や見通しの確保に配慮した教室及び避難路等の配置の検討



門に近く、かつ門から見える位置に校舎の出入口を配置し、来校者の動線を明確にし、出入口に面して事務室を設置し、そこから来校者の存在が確認できるようにするのは効果があります。

職員室等については、来校者の動線や屋外運動場を見渡すことができ、不審者侵入時にも即応できるような位置に配置することが重要です。

イ 防犯機器等の設置と活用



門におけるハード面の対策としては、来校者の確認のためのインターホン、侵入監視のためのセンサーや防犯カメラ、遠隔操作による開閉が可能な電気錠等の防犯設備の設置等について、学校や地域の状況に応じ検討することが望めます。

防犯カメラを設置している学校については、特に登下校時など門が開放されている時間帯については、地域のボランティアの協力も得つつ、交代制にするなどして個人にかかる負担を軽減しながら、モニターを意識的にチェックする体制づくりをすることが重要です（門における子どもの見守りと防犯カメラによる二重のチェック）。

2 施設・設備等の整備点検

実務の事前準備・計画 (A)

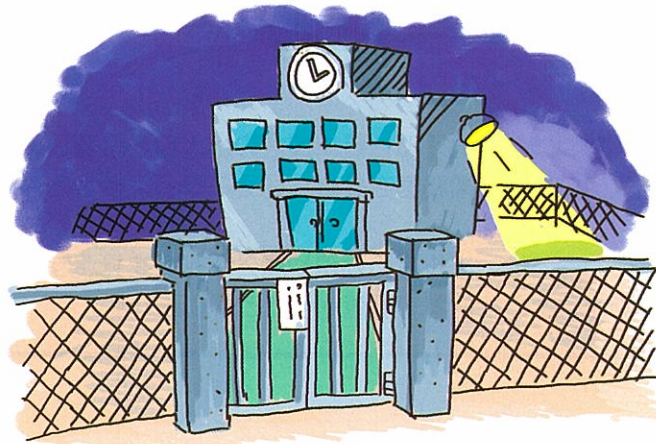
不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような取組に努めるものとする。

安全点検については、改善すべき課題についての問題意識を絶えず持ち、日課や週間予定に組み込むことが重要です。日常的な安全点検が危険の早期発見につながります。

定期点検時に活用している安全点検カードに防犯面も盛り込むなどの工夫ができます。

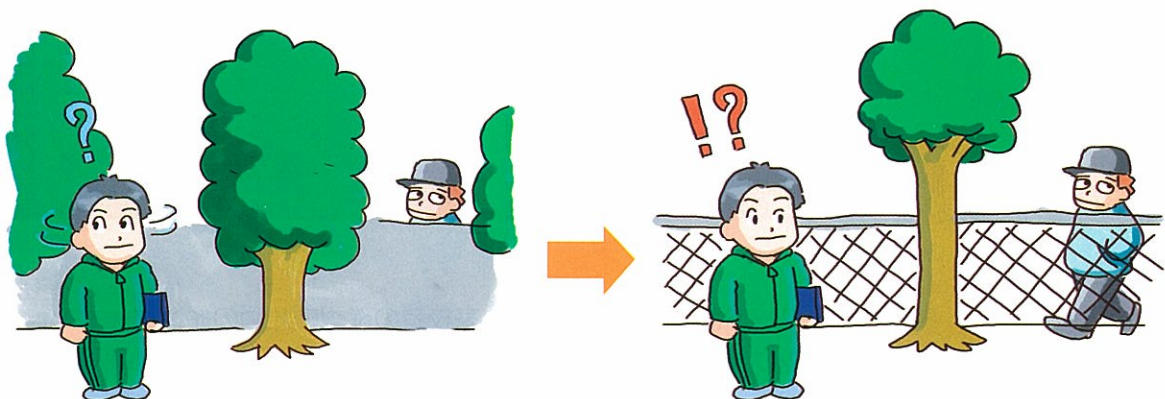
点検結果を踏まえて、現状の施設の問題箇所と防犯対策の問題点を抽出するとともに、速やかに改善すべき課題と中長期的な課題を整理し、具体的な改善方法を検討することが必要です。

(1) 校門、囲障、校舎の出入口・窓、外灯、附属建物等の整備点検



門や校舎の出入口等の施錠装置、塀・柵等の囲障の構造、付近の見通しと「人の目」の所在等を点検することが重要です。

(2) 死角の原因となる障害物等の移動又は除去



校長室、職員室、事務室等の管理諸室の窓とそこからの可視領域の点検が重要です。また、時間帯に留意し、想定される侵入経路とその周囲における「人の目」の所在や繁茂した樹木や建物等による死角等の点検も重要です。

(3) 防犯機器等の整備点検



防犯カメラを設置している場合の撮影範囲やモニター画像の点検その他防犯機器・器具（さすまた等）の設置場所の確認と正常作動・破損の有無等の点検

3 緊急時に備えた体制の整備

不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合及び学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれが生じた場合に備えて、保護者、地域住民、ボランティア・NPO、警察署、消防署等の関係機関と連携し、次のような取組に努めるものとする。



(1) 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定、点検・評価

- ア 教職員の役割分担
- イ 緊急時の連絡通報体制の整備
- ウ 近隣の学校等、警察署、県、市町村その他関係機関における情報連絡網の整備

マニュアル点検・評価

マニュアルを実効性あるものにするために、適宜訓練を行うことが不可欠です。

訓練を通して、不審者侵入時の危機管理マニュアルの点検・評価を行い、定期的に見直しを行う必要があります。その際、警察官や地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）、警察スクールサポーター等の協力を得て、学校の施設設備、備品の状況やマニュアルの内容等について再点検し、改善していくことは有効です。

連絡通報体制

児童等や教職員の安全を守るためには、不審者の侵入防止だけではなく、万が一侵入された場合の適切な対応が重要です。このため、緊急事態発生時に、校内各教室・スペース、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等を迅速に行うための通報システムを整備することが大切です。これは、地震等の災害時にも必要な設備であり、具体的には、普通教室や特別教室等へのインターホンや電話の設置、校内通報システムの整備等が望まれます。



関係機関等との連携

学校警察連絡協議会を通じて学校と警察の連携を強化する取組みを進めることが重要です。

学校、教育委員会等と警察との間で、学校の安全管理対策や学校をめぐる防犯・警備などの面で密接な意思疎通を図るため、関係者間で協議会を設置し、定期的に会合を開くなどの取組を進めることが必要です。

警察との間で直通の緊急連絡システムを整備することや、学校独自の「危機管理マニュアル」等において万一の場合の通報の在り方等を盛り込んでおくことが重要です。

また、学校、教育委員会、警察等が連携し、通報システムの整備やそれを活用した訓練等を実施しておくことは万一の場合に備えての取組として有効です。



(2) 保護者、地域住民及び自主活動団体等との情報の共有

(3) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれが生じた場合の保護者への連絡、登下校の方法の決定等

保護者の緊急連絡先を把握しておくため、緊急連絡カードを作成保管し、いつでも活用できるようにしておくことが必要です。

また、臨時の集団登下校や一斉下校の実施、地域ボランティアに対する付き添いや見守りの協力要請など、学校等の実態に応じて緊急時の登下校方法を決めておくことが必要です。

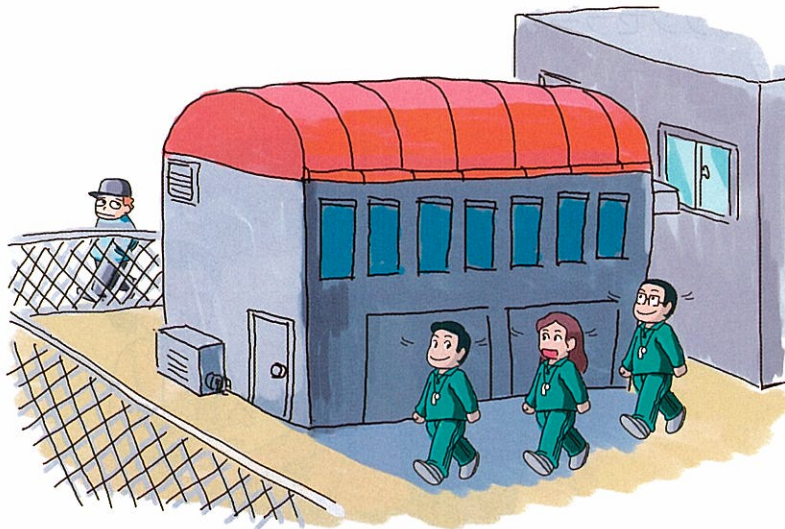
- (4) 学校行事等の施設開放時における安全確保
- (5) 遠足、校外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備



施設開放を行う際には、安全確保のために、警備員を配置したり保護者や地域のボランティアによる出入口の管理や巡回などを行うことが重要です。

また、校外で活動を行う場合、事前に活動場所や移動経路の安全確認とともに、緊急時の連絡体制、連絡方法を定めておくことが重要です。

- (6) 学校等施設内外の巡視



不審者を早期に発見し、校舎内に入れないという観点から、教職員、地域のボランティア等により、授業中や昼休み、休憩時間等における屋外運動場など敷地内の巡回を行うことが重要です。

- (7) 安全管理についての教職員等への指導、研修、訓練の実施
- (8) 教職員等の防犯ブザー・通報用器具の携行



侵入事件を想定した防犯訓練等を実施し、不審者の発見・通報、校内の情報伝達、児童生徒等の避難誘導や所在・安全の確認方法等について点検を行うことが重要です。

また、訓練は様々な場面を想定して実施することが必要ですが、一度に多くの場面を想定するのではなく、訓練を繰り返し、より困難な場面を想定した訓練になるように計画する必要があります。

特に、警察等の助言を受けることにより、専門的な視点から訓練の評価・見直しが可能です。

実地訓練だけでなく、図上訓練や事例研究など、担当者を中心に研修内容を工夫する必要があります。

また、緊急事態が発生した場合、他の教職員や職員室等へ速やかに知らせるために、防犯ブザーやホイッスル等を常時携行しておくことが重要です。

- (9) スクールカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立



子どもの心のケアを適切に行うためには、平常時から心の健康の支援体制を整備しておく必要があります。専門家と連携した相談活動体制の充実を図ることが重要です。

4 安全教育の充実

児童等が犯罪の被害に遭わないための知識の習得や危険を予測し、回避できる能力の育成のため、次のような取組に努めるものとする。

(1) 日常生活全般における安全教育の計画的な実施

| 学校安全計画例 (小学校) | | | 4 月 | 5 月 |
|---------------|-----------|--|---|---|
| 月 道 | 重点 | | 通学路を正しく歩こう | 安全に休み時間を過ごそう |
| | 徳 | | 規則尊重 | 生命の尊重 |
| 安 全 学 習 | 生 活 | 理 科 | ・ 地域巡り時の交通安全 ・ 野外観察時の交通安全 ・ 虫めがねの使い方 | ・ 野外観察の交通安全 ・ カバーガラス、スライドガラスの使い方 |
| | | 図 工 | ・ はさみ、カッターナイフの安全な使い方 | ・ 写生場所の安全な選定 ・ コンパスの安全な使い方 |
| | 家 庭 | 学 習 | ・ 針、はさみの使い方 | ・ アイロンの使い方 |
| | | 体 育 | ・ 固定施設の使い方 ・ 運動場の安全確認 | ・ 鉄棒運動時の安全 |
| | 総合的な学習の時間 | | 「わが町探索」 (3年生) | 「地域安全マップづくり」 (4年生) |
| | 全 教 育 指 導 | 学 級 安 全 活 動 | 低学年 | ・ 通学路の確認 ・ 安全な登下校 ・ 子ども110番の家 |
| 中学年 | | | ・ 通学路の確認 ・ 安全な登下校 ・ 誘拐の起こる場所 | ・ 休み時間の約束 ・ 避難訓練への積極的な参加 ・ 遠足時の安全 |
| 高学年 | | | ・ 通学路の確認 ・ 安全な登下校 ・ 身の回りの犯罪 | ・ 休み時間の約束 ・ 避難訓練の意義 ・ 交通機関利用時の安全 |
| 児童会活動 | | ・ 代表委員会 ・ 1年生を迎える会 | ・ クラブ活動 | |
| 主な学校行事 | | ・ 入学式 ・ 健康診断 ・ 避難訓練 (火災) ・ 春の交通安全運動 | ・ 遠 足 ・ 体力テスト ・ 心肺蘇生法講習会 ・ 避難訓練 (防犯) | |
| 安 全 管 理 | 対 人 管 理 | | 安全な通学の仕方 安全のきまりの設定 | 固定遊具の安全な使い方 |
| | 対 物 管 理 | | 通学路の安全確認 安全点検年間計画の確認 | 諸設備の点検及び整備 |
| 学校安全に関する組織的活動 | | | 春の交通安全運動時の教職員 保護者の街頭指導 | 校外における児童の安全行動把握、情報交換 |

子どもたちが犯罪に巻き込まれないようにするためには、子どもたち自身が防犯に関する理解を深めたり、危険予測能力や危険回避能力を身に付けたりすることが重要です。

防犯教室の開催等を年間計画に明確に位置付け、地域性や学年を考慮して実施することが大切です。

(2) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練、防犯訓練の実施

防犯教室等の実施に当たっては、警察官や地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）、警察スクールサポーター等の協力を得て、具体的な場面を設定し、ロールプレイング（役割演技）等の手法を活用した実践的な対処方法を身につけさせることが重要です。

